

鞆港湾施設跡 東雁木測量業務内容

業務概要

- (1) 作業場所 福山市鞆町鞆
- (2) 作業範囲 別添図1のとおり
- (3) 履行期間 契約後～平成30年3月30日
- (4) 作業実施日 履行期間内で調整

(業務の内容及び方法)

本業務について次のとおりとする。

(1) 基本的な考え方

「雁木」については、石を横方向に連続して積み上げた構造物という点で、城郭等の石垣と共通点が多いと認められることから、測量の精度は石垣の復旧（修理）を目的とする解体発掘調査時に作成する実測図に準じる。

【参考資料】

- ・文化庁文化財部記念物課（編集・発行）『石垣整備のてびき』、平成26年
- ・文化庁文化財部記念物課（編集・発行）『発掘調査のてびき－各種遺構調査編－』平成25年
- ・岡山県教育委員会発行『特別名勝 岡山後楽園 史跡 岡山城跡一岡山後楽園史跡整備事業に伴う発掘調査』2013年

(2) 前提条件

- ア 実測作業は雁木全体を対象として一度に実施する。図化範囲は別添図1参照。
- イ 雁木下段は干潮時以外には水没する。
- ウ 別途業務で、基準点を別添図2のとおり設置している。
- エ 現地は港湾施設であり、漁業関係者等が船舶の係留等に使用している。

(3) 業務内容

- ・ 対象は概数で総延長約60m（雁木上端で計測）、奥行約5～7m、高さ約4m。  
（図化面積約650㎡）
- ・ 内容は
  - 1) 撮影（撮影・検査・対空標識設定等）
  - 2) 図化（数値図化・数値編集・出力等）
- ・ 鞆港湾内の当該箇所立地する雁木について、コンクリートや個々の石材の位置・形状・積み方を客観的に示すことができる精度で測量を実施し図化する。作業効率及び既存図面との合成等の都合上、写真实測にて行うこと。
- ・ オルソデータ取得のためにドローンを使用して撮影を行う場合、撮影にあたり関係法令等

に基づく許可等の手続きが必要な場合は受注者の責任において行うこと。

- ・ 計測は東雁木の全体を行い、図化する成果は平面図、海側からの見透し立面図・断面図（トレンチ調査予定場所の上端のみ12か所）の3種類とし、図化縮率は1/50とすること。
- ・ 図の描線の太さは既存の北雁木実測図（発注者から別途提供する。）にあわせるとともに、北雁木実測図とつなげた際にずれや途切れ目が生じないように、万全の注意を払うこと。

#### （4）留意事項

基準点及び水準点測量は、実施済のため、本業務の対象外とする。

実測図作成について現地作業終了後、速やかに校正図を提出し、埋蔵文化財調査室現地調査員により校正を受けること。修正した上で校了とされた図面は成果品として図面作成を行うこと。なお、校正回数は原則として3回とする。

整飾については、次の各号を入力する。

- a 図名及び番号
- b 発注者名及び調査会社名
- c 計測・図化の緒元
- d 公共座標値
- e 縮尺及び方位
- f バースケール
- g 測量年月日

#### （打合せ協議）

業務着手時及び完了時並びに業務履行中1回の中間打合せを実施することとし、費用を見込む。なお、打合せ回数に増減が生じた場合は変更契約の対象とする。

#### （成果品）

本業務による成果は電子納品を基本とするが、その他に次のものも納品すること。

- （1）平面図（マイラー図）1/50 一式
- （2）立面図（マイラー図）1/50 一式
- （3）断面図（マイラー図）1/50 一式
- （4）（1）と北雁木平面図を合成した、雁木全体平面図（マイラー図）1/200 一式
- （5）（1）～（4）のCADデータ 一式
- （6）（2）～（4）の出力図 各2部
- （7）三次元データファイル 一式

（ビューア、汎用的なパソコンソフトで開帳できるものとする）

〈LandXMLに準拠した形式及びAIデータ〉

(8) (1)及び(2)作成に際して作成したオルソ画像

一式

**(成果品の権利関係)**

本業務によって得られた成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の許可なく無断で外部に貸与、使用、公表してはならない。

**(納入場所)**

成果品の納入場所は、公益財団法人広島県教育事業団埋蔵文化財調査室とする。

**(安全対策)**

本業務現地作業中に生じた事故及び第三者に与えた損害に対しては受注者がその責任を負い、一切処置を講ずるものとする。